

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

取引先との相互理解と信頼関係を基盤とし、

サプライチェーン全体での付加価値向上および持続的成長を目指します。

大企業・中小企業・小規模事業者を問わず、対等な立場での協力関係を構築します

b. IT 実装支援

取引先や関係企業と連携し、安心・安全なデジタル基盤の整備を行いサイバーセキュリティー対策の強化に取り組みます。

c. 専門人材マッチング

信頼と尊重を基盤とし、透明性と公平性を重視した連携を行い、専門人材一人ひとりの可能性と、パートナー各者の強みを最大限に活かす仕組みづくりに取り組みます。

d. グリーン化の取組

事業活動において、省エネルギーの推進や資源の有効活用、廃棄物の削減などに取り組み、環境負荷の低減に努めています。

e. 健康経営に関する取組

健康保持・増進を重視し、健康経営の推進を通じて、持続可能な企業活動とパートナーシップの構築に取り組んでいます。

f. BCP/事業継続

地震・風水害・感染症・システム障害等の緊急事態発生時においても、

従業員の安全確保を最優先とし、顧客サービスの継続および早期復旧を図る

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはばねに積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2026年1月5日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社あまくら
企 業 名

代表取締役・井上義大
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。